

(平成21年10月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA組合における資格取得日は昭和39年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から同年11月1日まで

昭和39年8月から43年9月まで、A組合に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思う。所持している国民年金手帳の昭和39年8月から同年10月までの印紙検認記録欄に、国民年金保険料を納付したことを示す検認印に「不要」印が重ねて押されているのは、厚生年金保険に加入していた証だと思う。同期間の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間にA組合で厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚等の供述から、申立人は申立期間に同組合に勤務していたと推認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録のほか、当時居住していたB市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する国民年金手帳の記録において、申立人は昭和39年8月1日に国民年金強制加入者の資格を喪失したことが確認できる。申立人には、国民年金強制加入者の資格喪失要件である60歳到達あるいは配偶者の被用者年金制度への加入等の事情は生じていないことから、この時点で申立人は被用者年金制度に加入したと推認するのが相当である。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳により、申立てどおり、昭和39年8月から同年10月までの印紙検認記録欄に、検認印（昭和39年11月2日付け）のほかに「不要」印が重ねて押されていることが確認で

きる。「不要」印について、社会保険事務所及びB市では、同市市民課が押したと判断しているものの、押印時期、経緯は不明としているが、この押印は、国民年金手帳の記録等から、申立人がA組合を退職した後、再び国民年金強制加入者の資格を取得した昭和 43 年 9 月以降に、B市が社会保険事務所と共同して、申立人が当該期間において、被用者年金制度の加入者であることを確認した上で行われたと推認するのが自然である。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間以外に厚生年金保険被保険者であった昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの印紙検認記録欄にも、厚生年金保険との重複加入を理由に検認印に「不要」印が重ねて押されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA組合における厚生年金保険の資格取得日については、事業主は、申立人が昭和 39 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所で行っていたと認められる。

また、昭和 39 年 8 月から同年 10 月までの標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の同年 10 月の記録から、1 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年11月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和35年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年11月から61年11月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。両親が国民年金の加入手続を行い、兄の保険料と一緒に納付していたはずであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親が、兄の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたはずであるとしているところ、その兄の被保険者記録は、20歳になった昭和53年2月から57年3月までは未加入、資格取得した57年4月から63年3月までは未納、となっており、申立期間についての国民年金保険料を納付した事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿及びA市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間経過後の平成3年3月下旬から同年8月ごろまでの間に払い出され、申立人が、同年3月21日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる。このことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親も既に死亡しているため、加入手続等の詳細は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。